

2016年（平成28年）9月2日

株式会社ビケンコ
代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 山崎省吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北村拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725



要請書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年7月4日付け文書にて、「ハッピーマジック」の定期便コースについて商品の販売方法を変更し、ホームページ広告を変更した旨のご連絡をいただきました。

しかしながら、ホームページ広告において「いつでも解約できるから安心 お得な定期便」とあるにもかかわらず、実際は解約条件に制限が設けられており、いつでも解約できるとは評価できません。また、確認画面の記載についても、自動更新契約であることの説明が不十分なものにとどまっています。

よって、貴社の表示はいまだ有利誤認表示のおそれが否定できないものであるため、以下のとおり改善を要求いたします。

ご回答は、本書面の到達後1か月以内に文書にていただくようお願い申し上げま

す。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1　返品規程について

- (1) 定期コース2回目以降の場合に発送前キャンセルを受け付けないかのような記載を削除してください。
- (2) 商品到着から6日以降は一切の返品を受け付けないかのような記載を削除してください。
- (3) 「休止」の文言を「解約」に統一してください。
- (4) 解約申請期間の記載が複雑で不明瞭ですので、わかりやすく記載してください。
- (5) 解約申出の方法を電話に限定するかのような記載を削除してください。電話は込み合う可能性が高いので、電話以外の連絡方法も設定してください。
- (6) その他、解約の理由の明示を要求する等の消費者の解約権を制限するような一切の記載を削除してください。

2　確認画面について

1回目の金額（650円）を赤字で強調するのではなく、定期コースが自動更新契約であること及び2回目以降の各回の金額（送料を含む。）を強調するような表示にしてください。

以上

2016年（平成28年）9月2日

株式会社 J B S コスメティック
代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[連絡先] すずらん法律事務所

弁護士 北村拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

要 請 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年7月4日付け文書にて、「ミエルドアンジュ」の定期便コースについて商品の販売方法を変更し、ホームページ広告を変更した旨のご連絡をいただきました。

しかしながら、ホームページ広告において「連絡1つで休止・再開することができます」とあるにもかかわらず、実際は解約条件に制限が設けられており、いつでも解約できるとは評価できません。また、確認画面の記載についても、自動更新契約であることの説明が不十分なものにとどまっています。

よって、貴社の表示はいまだ有利誤認表示のおそれが否定できないものであるため、以下のとおり改善を要求いたします。

ご回答は、本書面の到達後1か月以内に文書にていただくようお願い申し上げま

す。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1　返品規程について

- (1) 定期コース2回目以降の場合に発送前キャンセルを受け付けないかのような記載を削除してください。
- (2) 商品到着から6日以降は一切の返品を受け付けないかのような記載を削除してください。
- (3) 「休止」の文言を「解約」に統一してください。
- (4) 解約申請期間の記載が複雑で不明瞭ですので、わかりやすく記載してください。
- (5) 解約申出の方法を電話に限定するかのような記載を削除してください。電話は込み合う可能性が高いので、電話以外の連絡方法も設定してください。
- (6) その他、解約の理由の明示を要求する等の消費者の解約権を制限するような一切の記載を削除してください。

2　確認画面について

1回目の金額（680円）を赤字で強調するのではなく、定期コースが自動更新契約であること及び2回目以降の各回の金額（送料を含む。）を強調するような表示にしてください。

以上

2016年（平成28年）9月2日

株式会社クワンジャパン
代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北村拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725



要 請 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年7月4日付け文書にて、「キュートミー」、「クレンジング酵素0」及び「ヴィーナスボディ」の定期便コースについて、ホームページ広告を変更した旨のご連絡をいただきました。

しかしながら、ホームページ広告の表示は説明不十分であり、返品規程も複雑でわかりにくい内容になっております。また、確認画面の記載についても、自動更新契約であることの説明が不十分なものにとどまっています。

よって、貴社の表示はいまだ有利誤認表示のおそれが否定できないものであるため、以下のとおり改善を要求いたします。

ご回答は、本書面の到達後1か月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1 広告画面について

- (1) 4回以降も契約が自動更新されるのであれば、その旨を明記してください。
- (2) 「キュートミー」について、定期コースについての説明が広告ウィンドウのスクロール画面に別途表示されていますが、枠が非常に狭く読みにくいため表示方法を変更してください。

2 返品規程について

- (1) 定期コース2回目以降の場合に発送前キャンセルを受け付けないかのような記載を削除してください。
- (2) 商品到着から6日以降は一切の返品を受け付けないかのような記載を削除してください。
- (3) 「休止」の文言を「解約」に統一してください。
- (4) 解約申請期間の記載が複雑で不明瞭ですので、わかりやすく記載してください。
- (5) 解約申出の方法を電話に限定するかのような記載を削除してください。電話は込み合う可能性が高いので、電話以外の連絡方法も設定してください。
- (6) その他、解約の理由の明示を要求する等の消費者の解約権を制限するような一切の記載を削除してください。

3 確認画面について

「4回のお受け取りがお約束となります」との広告画面に従い、1回目のみの金額表示を削除し、定期コースが自動更新契約であること及び4回受取時の金額（送料を含む。）を強調するような表示にしてください。

以上